

令和2年3月12日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和元年度3月期）

総務省は、令和元年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月12日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

23,704百万円

2 現金交付

令和2年3月19日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：柴田理事官・黒田係長

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

FAX：03-5253-5625

令和元年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	551	512
2 青森	149	73
3 岩手	166	82
4 宮城	205	227
5 秋田	133	66
6 山形	180	90
7 福島	252	123
8 茨城	334	168
9 栃木	220	110
10 群馬	357	178
11 埼玉	759	501
12 千葉	588	390
13 東京	1,270	634
14 神奈川	601	842
15 新潟	189	185
16 富山	129	64
17 石川	130	65
18 福井	83	42
19 山梨	118	58
20 長野	299	145
21 岐阜	222	110
22 静岡	534	563
23 愛知	892	745
24 三重	196	98
25 滋賀	154	77
26 京都	176	218
27 大阪	806	811
28 兵庫	644	504
29 奈良	148	71
30 和歌山	96	46
31 鳥取	60	28
32 島根	84	41
33 岡山	177	183
34 広島	239	242
35 山口	163	81
36 徳島	102	50
37 香川	148	74
38 愛媛	153	76
39 高知	82	39
40 福岡	623	693
41 佐賀	163	82
42 長崎	169	84
43 熊本	152	166
44 大分	155	78
45 宮崎	223	111
46 鹿児島	240	119
47 沖縄	160	78
合計	13,678	10,026

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

